

アピアランスケア費用助成事業の拡充について

1 目的

がんの治療に伴う外見（アピアランス）の変化に悩みを抱えている方に対し、ウィッグや補整具等の購入等に要する費用を助成してきたところである。

このたび、助成事業の対象者及び対象品を拡充することにより、患者の心理的・経済的負担の更なる軽減を図り、療養生活を送りながら就労等の社会参加ができるよう支援する。

2 内容

(1) 拡充の内容

対象者及び対象品を次のように拡充する。

	変更前	変更後
① 対象者	がんの治療の影響により補整具等を必要とする者	がん <u>その他の疾病</u> 及び治療の影響や <u>外傷</u> により補整具等を必要とする者 (下線は拡充する対象)
② 対象品	ウィッグ（装着用ネット含む）、毛付き帽子、補整用人工物（人工乳房、人工ニップル）、補整下着（パッド含む）、弾性着衣	ウィッグ（装着用ネット・ <u>クリップ</u> 含む）、毛付き帽子、 <u>医療用帽子</u> 、補整用人工物（人工乳房、人工ニップル、 <u>義眼等</u> ）、補整下着（パッド含む）、弾性着衣、 <u>抗がん剤治療時の頭皮冷却用キャップ</u> 及び冷却用グローブ・ソックス (下線は拡充する品目)

(2) 拡充時期

令和8年4月

(3) 上限額及び補助率（変更なし）

1回当たり10万円・補助率10/10（1回当たりの個数制限はなし）

(4) 助成回数（変更なし）

1人当たり2回（生涯で2回）

(5) 申請期限（変更なし）

助成対象品を購入した日の翌日から1年以内

（レンタルの場合は、料金を支払った日の翌日から1年以内）

3 周知方法

区のおしらせ及び区ホームページに掲載するほか、チラシを配布する。